

〔 24.12 一部改正 〕

人事院業務継続計画

平成 20 年 8 月
人 事 院

1 人事院業務継続計画の目的

(1) 政府としての取組

政府は、地震防災対策を進めるため、首都直下地震対策大綱（平成17年中央防災会議決定）及び首都直下地震応急対策活動要領（平成18年中央防災会議決定）を策定し、発災時の首都中枢機能の継続性を確保するための計画を中央省庁等が策定することを定め、さらに、平成19年6月の中央防災会議において、首都直下地震への対応として、各府省の業務継続力の向上を図るための計画を作成するための「中央省庁業務継続ガイドライン」が内閣府から報告され、各府省において業務継続計画を策定することが求められている。

(2) 人事院の役割と業務継続計画

人事院は、国民に対して公務の民主的で能率的な運営を保障するため、

- ① 公務員人事管理の公正性・中立性を確保すること、
- ② 労働基本権制約に対する代償措置として職員に適正な勤務条件を確保すること、
- ③ 人事行政の専門機関として社会一般の情勢に的確に対応した施策を推進すること

を使命としている。首都直下地震の発災に際し、人事院の業務の停滞により、国民生活や国家公務員の勤務に支障が生ずることのないよう「人事院業務継続計画」を策定する必要がある。

2 基本方針

(1) 人事院における業務継続方針

人事院は、一般職の国家公務員の人事管理を所掌する中央人事行政機関として、首都直下地震発災時においてもその諸機能を継続するため、以下の方針に基づいて業務継続性の確保を図る。

① 国民への影響の回避

人事院の業務の停滞により国民生活や国民の権利、義務等に影響を与える事態をできるだけ避け、その早期回復を図る。

② 公務への影響の回避

人事院の業務の停滞により国家公務員の権利関係、円滑な勤務に影響を与える事態をできるだけ避け、その早期回復を図る。

③ 業務継続性の確保

人事院の業務継続性の確保のため必要な人員体制を整備し、業務資源を配分する。

④ 職員の安全確保

人事院職員等の安全を確保する。

(2) 人事院業務継続計画の策定

人事院は、(1)の業務継続方針に基づき、発災時において人事院として継続すべき優先業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の立ち上げ時間の短縮やその業務レベルの向上を図り、適切な業務執行を行うことを目的として、人事院の業務継続性を確保するための「人事院業務継続計画」を策定する。

3 想定災害と業務継続への影響

(1) 想定災害

中央省庁が集まっている都心部に最も大きな被害を及ぼすと予想される「東京湾北部地震（M7.3）」（東京23区の最大震度6強）による被害を想定して計画を策定する。

(2) 業務継続への影響

「東京湾北部地震（M7.3）」の発生により、以下のような被害が発生することが予想され、業務継続に大きな影響が発生することが想定される。

① 公共交通機関

震度5以上の区域の公共交通機関は地震発生後3日間は途絶する。その後、徐々に回復し、30日で全路線が運行できる程度に回復。

② 職員

公共交通機関が途絶することにより、夜間・休日に発災した場合に庁舎に参集できる職員は、発災後12時間以内で全体の3割程度。平日昼間に発災した場合は多く

の帰宅困難者が発生。

③ 庁舎（中央合同庁舎第5号館別館）

国土交通省が実施した耐震点検結果によると、「総合的に判断すると大地震動時において柱・梁に損傷は生じるものの倒壊に至ることはない想定」されている。

④ 電気

電気は発災後2日程度で復旧することが予想される。復旧までの間は非常用電源を使用。非常用電源は7日間の運転が可能であるが、その発電量は、庁舎の維持に必要な最小限の容量となっている。

⑤ 上下水道、ガス

上下水道は、発災後3日程度で復旧することが予想される。復旧までの間は、トイレが使用できないため、災害時用トイレキットを使用する。

ガスは、継続的に供給される可能性が高い。

⑥ 電話

通信網の損傷の可能性は低い（不通になった場合でも1日程度で復旧する）が、1週間から10日程度は輻輳によりつながりにくい状態が続く。

⑦ 情報システム

人事院LANシステムは、発災後5日程度で復旧する。

4 継続すべき優先業務

(1) 基本的な考え方

発災時においては、職員、庁舎、電気・水道等のライフライン等の資源が制約されることから、継続の必要性が高い業務に対して優先的に資源を割り当てる必要があるため、非常時優先業務を特定する必要がある。

(2) 人事院における非常時優先業務

人事院における非常時優先業務を、以下のとおり定める。

① 国民への影響の回避

国家公務員採用試験及び経験者採用システムによる選考試験の実施の可否について、速やかに決定し、受験予定者に周知する業務

② 公務への影響の回避

被災した職員の職務専念義務の免除を可能とするための業務

③ 業務継続性の確保

人事院震災対策本部に係る業務

業務継続のためのロジスティクス業務

④ 職員の安全確保

人事院職員等の安否確認業務

5 業務継続のための執行体制

(1) 基本的な考え方

発災時において、非常時優先業務の立ち上げ時間の短縮や当該業務レベルの向上を図るとともに、業務継続力を向上させるための執務体制や執務環境を確保するための措置を講ずる。

(2) 参集要員の指定・行動

非常時優先業務を継続するために必要な要員（以下「参集要員」という。）をあらかじめ非常時優先業務の単位ごとに指定する。

参集要員は、東京23区内で震度6強以上の地震が発生した場合は、可能な手段で本院に参集する。

参集時には可能な限り本人用の飲食物を持参する。

参集要員は、庁舎の安全確認の終了を待って、あらかじめ定められた執務室において、非常時優先業務を遂行する。

6 教育・訓練及び計画の見直し

(1) 教育、訓練等

業務継続計画を的確に実施するためには、平時からすべての職員が業務継続の重要性を共通の認識として持つとともに、発災時においては、職員が冷静に業務に対処すること、及び、庁舎諸設備が想定された機能を発揮することが重要である。

このため、人事院業務継続計画の全職員への周知に努めるとともに、職員に対する業務継続の重要性に関する啓発、教育を実施することとする。

また、業務継続計画に係る訓練を年1回実施することとする。

加えて、庁舎諸設備については定期的に点検を実施することとする。

(2) 計画の見直し

業務継続計画に係る訓練結果を踏まえ、業務継続計画に基づく業務継続力向上のための必要な措置の状況について毎年4月に点検を行い、必要に応じ、計画を改正することとする。